

★主任相談支援専門員配置加算

加算の算定に当たっては、次に掲げる書類及び下記加算要件を満たすことを証する書類が必要です。また、本資料だけでなく厚生労働省告示等もご確認ください。尚、松江市における取扱いを記載した部分（黄色部分）は、必要に応じて今後修正する場合があります。

・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 ・主任相談支援専門員配置加算に係る届出書 ・体制等状況一覧表

●主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300単位

次の要件1から4までのいずれの要件も満たすこと。

国が示している加算要件

相談支援の中核機関であることを市が認めるための要件と必要な提出物 など

| 加算要件※ | | 市への提出物 | 主任！算定の場合のみ要提出 | |
|-------|--|--|--|---|
| 要件1 | 相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備されていること。 | 相談支援従事者主任研修の修了証の写し | | |
| 要件2 | <p>基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設されている又は※地域の相談支援の中核を担う機関として市長が認める指定特定相談支援事業所である。</p> <p>【参考：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A(抜粋)】 (主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)の対象事業所) 問64)主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)の対象事業所として、基幹相談支援センターを受託、児童発達支援センターに併設又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定(障害児)相談支援事業所としているが、地域の相談支援の中核を担う機関については、具体的にはどのような事業所を対象とすべきか。 ⇒A)基幹相談支援センターに準ずる相談支援事業所として、地域において中心的に基幹相談支援センターの中核的な業務である以下の業務を担っている相談支援事業所を想定。具体的には当該事業所の主任相談支援専門員が、以下に掲げる基幹相談支援センターの取組に明確な役割をもって協力していること。</p> <p>【業務：地域生活支援事業通知 一 別紙1)地域生活支援事業実施要綱 一 別記1-3)相談支援事業実施要領 3の(1)のイ】 (基幹相談支援センター機能強化事業の事業内容) (イ)基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営(※)、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。))等 (※)サービス等利用計画やモニタリング結果の共同による検討・検証やセルフプランにより支給決定されている利用者の支援の検討・検証、支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを含む。なお、個人情報の取扱い等の観点から、相談支援部会を設置し、検討の場とする等、協議会に位置づけて実施することが望ましい。 ・学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等(※) (※)重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その包括的支援体制において基幹相談支援センターが障害福祉分野の専門性を担保できるよう適切な実施体制を確保すること。 (ウ)基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組 ・法第89条の3第1項に規定する協議会(以下単に「協議会」という。)の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組(協議会の事務局運営経費は交付税措置の対象としており、補助対象外のため留意すること。) ・地域の相談機関との連携強化の取組(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等との連携会議の開催等) ・他地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組</p> | <p>以下の①～③の全てを満たしていることが分かるもの。</p> <p>①以下のすべての役割を担っていることが分かるもの。 ・自立支援協議会に事務局として参画することと併せ、運営会議(月1回開催)に参加している。 ・自立支援協議会やその他の市が設置する障がい者福祉に関連する審議会の委員を担っている。または、自立支援協議会の下部会議のいずれかに所属し、会議の事務局として企画や運営に携わっている。 ・基幹相談支援センターの依頼に基づくケース(困難性のあるものを含む)を積極的に受けている。 ・島根県が主催する相談支援従事者研修(初任・現任・主任)、サービス管理責任者等研修又は松江市等が主催するその他相談支援事業に関連する研修の講師を担っている。</p> <p>②次のaからcまでのいずれか2つ以上の要件について、基幹相談支援センターの職員と共同で実施していることを示す書類。ただし、過去1年間に実施したものに限る。(※主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)は次のaからcまでのいずれか1つの要件について協力していること) a 日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営をしていることが分かるもの b 事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言の内容(ただし、自事業所以外の相談支援事業所の従業者に対して、その資質の向上のための指導及び助言を実施しているものに限る。) c 講師的役割として、以下に掲げる研修等の企画・運営を共同で実施していることが分かるもの ・基幹相談支援センターや自立支援協議会が主催する事例検討、研修会(相談支援従事者研修の実習の受入を含む) ・相談支援事業所の連携に資する全体会合等の企画・運営</p> <p>③以下の取組みを行っていることが分かるもの ・学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等</p> | | |
| 要件3 | 当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者(※1)に対してもその資質の向上のための指導及び助言(次の右の①～④のいずれの要件も満たしていること。)を実施していること。 | ① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を開催していること。 | 会議の開催日時、開催場所、参加者及び会議の内容を記録したもの | 自事業所以外の事業所の従業者(※1)に対して、その資質の向上のための左記内容の指導及び助言を実施していることを示す書類 |
| | | ② 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 | 新規で採用された全ての相談支援専門員に対して実施した研修の日時、内容、同行した主任相談支援専門員の氏名等を記録したもの(相談支援専門員の新規採用がない場合は、対応不要) | |
| | | ③ 当該指定特定相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が指導・助言を行っていること。 | 当該主任相談支援専門員から指導・助言を受けた相談支援専門員の名簿及び当該指導・助言の内容を記録したもの(過去1年間に行われた指導・助言についての記録であること。) | |
| | | ④ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。))等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。 | 基幹相談支援センターの職員と共同で実施していることを示す書類 | |
| 要件4 | 体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表していること。 | 提出は不要 | | |

●主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位

| 加算要件※ | | 市への提出物 |
|--|--|---|
| 要件3 (指導・助言の対象は右記※2参照) | <p>上記の主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)要件1、要件3(※2に対し実施)のうち①から③まで及び要件4に掲げる要件に加え、次の要件を満たす体制が整備されていること。</p> <p>・基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援(日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。))等への主任相談支援専門員の協力</p> | <p>上記の主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)要件1、要件3のうち①から③までに掲げる要件を満たすことを証する書類に加え、以下に掲げるもの。なお要件4に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>要件2の②のうち、aからcまでのいずれか1つの要件について、基幹相談支援センターの職員に協力して実施していることを示す書類。ただし、過去1年間に実施したものに限る。</p> |
| <p>※自事業所での実施が困難と判断される場合であって次に掲げる要件を満たしているときは、要件3の①～③を満たしていなくても構いません。</p> <p>・他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び一般相談支援事業所の従業者に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が指導・助言を行っていること。(要件3の①、②は任意実施)</p> | | <p>左記の指導・助言を実施していることが分かるもの(当該他の事業所の事業所名、従業者名等を具体的に示したのもの)。</p> |